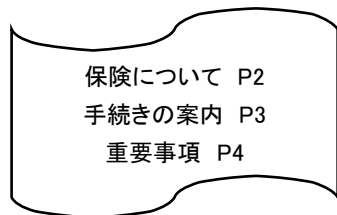


- 労山加盟各団体
 - 都道府県連&地区
 - 各ブロック
- などの行事を主催する者のための、賠償責任保険



「万が一の賠償事故に備えるための保険」

のご案内__2012

行事主催者賠償責任プランについて

施設所有(管理者)賠償責任保険:行事主催者用

利用開始 H24.4.1~

「その都度手続き」

のために、無駄なく、本制度を利用することが可能です。

- 行事を実行する都度、事前に行事を登録、掛け金をお支払いいただきます。
- 本保険は、各種行事を主催する会員の皆様の声をもとに設計され、ご案内することになりました。
皆様(各加盟団体・各都道府県連・各ブロックなど)が主催する公開山行や登山教室などの行事(国内行事のみ対象です)において、参加者など第三者の方がケガをしてみたり、第三者の所持品を壊してしまったりなど、皆様方が主催者として法的な賠償責任を負わされるケースがあります。本保険は、こうしたリスクに備える保険です。
- その都度手続で、無駄なく加入いただくことが可能になりました。

このチラシは保険の特徴を説明したものです。

詳しくは商品パンフレットをご覧ください。施設所有(管理者)賠償責任保険

- 取扱代理店: (有)セブンエー 受付時間: 平日: 10時~18時 OPEN JR 中央線西八王子駅南口徒歩 4 分
〒193-0832 八王子市散田町 3-11-11 関谷ビル 105 TEL: 042-669-5330 FAX: 042-669-5331
Mail: info@e7a.jp URL: <http://www.e7a.jp/>

- 引受保険会社: 三井住友海上火災保険(株) 新宿支店営業 2 課
- 〒163-2680 新宿区西新宿 2-6-1 住友ビル 42F: TEL03-3344-3614
- またご不明な点につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

この制度の専用受付FAX: 020-4668-4949 *注 1 下参照 専用メールアドレス: b-hoken@jwaf.jp
(*注 1 IP 電話 コンビニ FAX などで FAX が出来ない場合は全国連盟あて FAX: 03-3235-4324 ください。)

この保険制度は、公開山行、登山教室などを行う各団体(ブロック・県連・各加盟団体・ほか各委員会など)等、行事主催者の、法律的な賠償責任を、カバーするためのものです。
施設所有(管理者)賠償責任保険を利用します。

この保険でお支払するのは・・・

- 法律上の損害賠償責任に基づいて支払う賠償金
被害者に対して賠償した治療費、休業補償費、慰謝料、修理費など
- 裁判費用、弁護士費用などの訴訟費用
被害者側とのトラブルを解決するために保険会社の承認に基づき支出した裁判費用、
弁護士費用などの訴訟費用
- 事故が発生した場合の緊急措置に要した費用
被害者に応急手当をしたり、病院へ運んだりするのに要した費用など

この保険でお支払できない主な事故は:

- 故意および、地震、噴火、洪水、津波などの天災によって生じた事故
- 自動車を所有、使用、管理することによって生じた事故
- 他人との間に結んだ損害賠償に関する約定により加重された損害賠償責任
- 行事役員・行事スタッフ(=行事主催者等)が行事中に被った身体障害
- 使用・管理・預かっていた財物に対する損害賠償責任

対象行事:

- 行事実施前に手続き(掛金の振替&通知書兼依頼書の送付)が完了した行事のみが対象となります。

保険の内容:

- 身体賠償1名1億円 1事故3億円 限度 財物賠償1000万 限度
 - 免責1万円 (1万円は自己負担となります。)
 - 縮小てん補90% (賠償金額の90%を保険金としてお支払いする特約です。10%は自己負担)
 - 保険金のお支払いは、賠償金額から免責金額を差し引いた金額の90%となります。
- 保険料: 1名1日の参加者あたり; **@¥40-** @¥40を延べ参加人数に乗じて下さい。
- 加入手続き_1行事ごとにお手続き下さい。(1行事とは主催者が参加者の受付をするごとにカウントします)

ご注意事項:

1. 国内行事のみが対象となります。
2. 行事実施毎にお手続きください。
3. 領収証の発行はございません。郵便振替用紙の控えを大切に保管ください。
(手続き完了通知を希望される方は、別途100円を追加してお支払い下さい。)

ご注意 ;

ほとんどの山岳スポーツには、人為的な危険のみならず、天候や地理、自然現象等の把握することが難しい、いわゆる固有の危険が多く含まれます。通常、固有の危険が含まれている活動を行う方は(例え本人にその自覚がなくても)その危険を了承したうえでその活動をしていると考えられています。

対象行事の参加者の中に万が一、これら固有の危険についての認識が足りない、または無い方がいる場合などには、当該対象行事に含まれる危険の説明とその了承を取り付けた上で行事を実行ください。

また、法律的な賠償責任の有無またはその責任の割合の判断においては、上記危険の了承に関しての勤案が行われることはあらかじめご承知おきください。

手続き方法： 昨年までとは異なります。ご注意ください！

● 「その都度手続」 - ①②③で手続完了

加入依頼書の作成送付と、郵便振替をそのつど、行事の実施前に行っていただきます。
振替手数料はご負担くださるようよろしくお願いいたします。(郵便局 ATMのご利用のほうが経済的です)

- ① 加入依頼書に必要事項を記入し、掛け金(および希望する場合完了通知作成発行料)を計算する。
- ② 掛け金の合計を振替える

郵便振替口座 00100-5-592378 「労山賠償保険センター」

ご注意;振替手数料はご負担下さい。専用郵便振替用紙の用意はありません。
お支払いの大切な証拠です。無くさないように保管下さい。

③ 込日を記入、完成した加入依頼書をFAX送付

- (ア) 専用 FAX:020-4668-4949 (*注1 IP電話 コンビニ FAXなどで FAX が出来ない場合は全国
連盟あて FAX:03-3235-4324 ください。)
- (イ) 専用メール b-hoken@jwaf.jp (添付ファイルにて)

以上で手続完了です。

-郵便振替用紙記入例-

右は
郵便局備付汎用郵便振替用紙への記入例
__口座番号 加入者名なども全てご自分で
記入していただきます。
__振替手数料はご負担下さい。
__短期プランなどとの混同を避けるため、必
ず「行事主催者プラン」と明記下さい。

依頼書の通知者の名前でお振替ください
主催者名・行事名 対象人数 は必ずご記
入下さい。
依頼書送付日などを適宜ご記入ください。

手続き完了後の案内通知を希望する方は、
完了通知作成発行送送料 100 円をあわせ
てお振替ください。お支払がない場合完了
案内通知は行いません

払込取扱票	
00	5
00100	592378
金額	2000
加入者名	労山賠償保険センター
料金	特殊取扱
通	行事主催者プラン払込 -記入例SAMPLE-
信	加盟団体番号:****
欄	団体名:****山の会(例)
	講習会・行事名:***山行 **名分
	完了通知 不要
ご依頼人	東京都***** 鈴木*** (すずき****) 03-*****
受付局日附印	様
裏面の注意事項をお読みください。(郵政事務庁)	
これより下部には何も記入しないでください。	

本制度の契約者; 日本勤労者山岳連盟 <http://www.jwaf.jp/> 〒162-0814 東京都新宿区新小川町 5-24
TEL:03-3260-6331 FAX:03-3235-4324

賠償責任保険の、重要事項説明書、個人情報の取扱について もご一読くださるようお願いいたします。
三井住友海上火災保険(株) 2006.3/AEE62/B

FAX : 020-4668-4949

(送信できない場合下*注1 参照)

労山 行事主催者賠償責任保険制度 主催行事通知書(申告書) 兼 加入依頼書

行事の主催者(団体)名: _____ 加盟団体番号: _____

(団体名は各ブロック、各都道府県連盟、各加盟団体、各委員会などが対象となります。) (加盟団体の場合は記入下さい)
フリガナ

加入依頼者名: _____ 印(申込兼用印)

(印は申込印と、重要事項および個人情報の取扱の確認済みの兼用印となります。)

住所: 〒

(=手続き完了通知を希望する場合の通知書送付先になります。)

電話番号: _____ 携帯電話番号: _____

FAX 番号: _____ メールアドレス: _____

最も確実な連絡先;

本紙は、郵便振替後、専用 FAX:020-4668-4949*注1 専用メールアドレス: b-hoken@jwaf.jp へ送付して下さい。
振替後のキャンセルなどには応じられませんので、行事の実施が確定してあと、かつ行事実行前に、お手続き下さい。

- 郵便局でお振替手続後 FAX 下さい -

行事名称			
行事の内容	具体的にご記入ください。	行事分類; 当てはまるものすべてに○して下さい 参加型イベント・講習会型イベント・訓練・参加者一般公募・参加者は主催者の会員のみ・実技含む・実技無し・未成年参加あり	
期間	開催日数		
行事開始日 ～終了日	開始日 ____ 月 ____ 日 ~ 終了日 ____ 月 ____ 日	_____ 日①	
⑥右の予定人数の根拠について; あてはまるものに○印・記入下さい。 予定参加人数は; 確定・昨年実績 ____ 名からの見込み・行事定員人数・ その他(下記記入下さい)です。	予定参加(申込)人数	参加延べ人数(①×②)	
	_____ 名②	_____ 名③	
	保険料単価 1名1日あたり @ ¥40- ④		
掛け金 ③×④			
= ¥ _____ ⑤			
振替先; 郵便振替口座 00100-5-592378「労山賠償保険センター」	お振替日 ____ 月 ____ 日		
送付先 FAX 020-4668-4949*注1 または e-mail アドレス; b-hoken@jwaf.jp	通知日: ____ 月 ____ 日		

ご注意; 行事の一部だけの申込はやめてください。

① 開催日数; 対象行事が複数日数開催される場合、次のようにカウント下さい。

(ア) 連続した場合; 2泊3日の行事: 開催日数3日

(イ) 連続していない場合; 例) 1ヶ月のうち5のつく日だけ開催 開催日数3日

② 参加予定人数について;

(ア) 申込人数が確定していない場合: 行事の定員人数など予定人数の根拠を上表⑥にご記入下さい。

(イ) 当該行事の役員は除いてください。行事の実行者である役員への賠償責任は本制度では免責(対象外)です。

(ウ) したがって、その行事において第三者となる参加者人数(通常参加申込人数)のみを記入してください。

(*注1 IP電話 コンビニ FAXなどで FAXが出来ない場合は全国連盟あて FAX:03-3235-4324 ください。)

2010年4月1日以降始期契約用

賠償責任保険をご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では賠償責任保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

ご契約の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款および特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。事前に必要な場合は、取扱代理店または当社までお申出ください。

保険契約者と被保険者が異なる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます。)には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご契約後にお届けする保険証券とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

賠償責任保険普通保険約款 — 賠償責任保険追加特約 — 各種特別約款(注1) — 各種特約(注2)

(注1) 契約内容に応じて、施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者などの特別約款がセットされます。

(注2) セットできる主な特約については、「(3) セットできる主な特約」をご参照ください。

(2) 補償内容

■ 被保険者

記名被保険者(保険申込書の記名被保険者欄に記載された方)のみが被保険者(保険契約により補償を受けられる方)となります。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■ 保険金をお支払いする主な場合

他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■ お支払いする保険金

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
⑤ 協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した交通費や通信費等の費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

特約に別の規定がある場合を除き、上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額から保険証券記載の免責金額を控除した額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、②損害防止費用および④緊急措置費用を除き、事前に当社の同意を要しますので、必ず当社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

■ 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

保険金をお支払いしない主な場合については、「注意喚起情報のご説明」の「4. 保険金をお支払いしない主な場合等」(2ページ)をご参照ください。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
保険料確定特約	「保険契約締結時において把握可能な最近の会計年度(1年間)における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。
精算(直近会計年度末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「満期日より前の直近の会計年度末時点から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
精算(直近月末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「満期日より前の直近の月末時点から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。

(4) 保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年末満の短期契約も条件により可能です。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件(支払限度額・保険金額、免責金額の設定)

支払限度額(または保険金額)とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いする保険金のうち、争訟費用および協力費用については、特約に別の規定がある場合を除き、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご契約いただく支払限度額・保険金額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

2. 保険料

保険料(保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。)は、支払限度額・保険金額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払とがあります。分割払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります。なお、保険料が20万円以上となる場合には、割増なしで分割払とすることができます(大口分割払)。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経験であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払いいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただきます場合があります。注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」(3ページ)をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、次のご契約はクーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 保険期間が1年以下のご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

クーリングオフの詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

2. 告知義務・通知義務等 ~ご契約締結時の注意事項(告知義務)、ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務)~

(1) 契約締結時の注意事項(告知義務-保険申込書の記載上の注意事項) **特にご注意ください**

保険契約者および被保険者には、ご契約時に保険申込書(当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)。保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

(2) 契約締結後にご連絡いただくべき事項(通知義務等) **特にご注意ください**

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険料算出の基礎数値の変更(増加または減少)が生じる場合
- 保険の対象(施設・業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

- 保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合
- 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

なお、「事業活動に伴って生ずることのある損害を補償する契約」でない契約に施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者の特別約款がセットされている場合は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります(保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項となります。)。取扱いの詳細は、これらの特別約款に自動セットされる「保険法の適用に関する特約」でご確認ください。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

特にご注意ください

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(そうじょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体または固体の排出、流出もしくははいつ出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任

※上記は普通保険約款において定めたものであり、これ以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

- 保険料払込方法が口座振替の場合、保険料払込期日(注1)に口座振替により保険料が払い込まれるよう保険料相当額を指定口座に預け入れてください。保険料払込期日に保険料が払い込まれなかった場合は、保険料払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで(注2)に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注1) 提携金融機関ごとに当社が定める始期日翌月の期日をいい、月払の場合は以降毎月同様とします。

(注2) 保険料が払い込まれなかったことについて、故意および重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌月末日まで払込みを猶予します。

<初回保険料口座振替特約がセットされた契約で初回保険料引落とし前に事故が発生した場合の取扱い>
原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

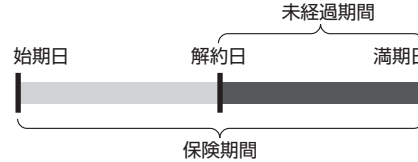
6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかに申し出てください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料のお支払い状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお支払いいただく必要があります。

■保険契約を解約される場合、お申込みいただいた保険料が最低保険料(保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。



7. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】平日9:00～20:00
土日・祝日9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」は

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

0120-107-808 (無料)

【受付時間】平日 9:00～18:00
※携帯電話・PHSからは03-3255-1306(有料)をご利用ください。

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. ご契約時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 保険料領収証の発行

保険料をお支払いいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください(注)。
(注) 保険料の払込方法が口座振替、クレジットカード払等の場合には発行されません。

(2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

(3) 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(4) ご契約条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

(5) 保険料算出のための確認資料

保険料が賞金、入場者数、領収金または売上高等の実績数値に対する割合によって定められる場合は、ご契約の際に、保険料を算出するために必要な資料(実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「告知書」)を当社にご提出いただけます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

(2) 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください。

特にご注意ください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(3) 保険料の精算および保険料算出のための確認資料について

保険料が賞金、入場者数、領収金または売上高等の見込数値に対する割合によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出するために必要な資料(実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「通知書」)を当社にご提出いただけます。実績数値に基づき算出された確定保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注) ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

3. 事故が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれたときの当社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

① 損害の発生および拡大の防止 ② 相手の確認 ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、下表の書類のうち、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、下表の書類のほか各特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書
(2) 当社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注) 事故発生状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	当社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ、修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 他人の身体障害の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③ ①および②のほか、損害額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄(抄)本、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(4) 身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類 ① 死亡事故であることを確認する書類 ② 後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類 ③ その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本 当社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類 当社所定の診断書、診療状況申告書、入院・通院状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調査に関する同意書
(5) 損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類 ① 損害が生じた物の価額を確認する書類 ② 損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ 修理見積書・請求書・領収書、調査に関する同意書
(6) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士・初期対応・訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書
(7) その他必要に応じて当社が求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類 ② 当社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 当社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 当社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、左表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

4. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランス グループ各社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびMS&ADインシュアランス グループ各社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払の健全な運営のため、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、MS&ADインシュアランス グループ各社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。